

第 6 回 定 例 総 会
議 事 録

期 日

平成 3 0 年 1 月 1 5 日 開 会

平成 3 0 年 1 月 1 5 日 閉 会

米沢市農業委員会

平成30年1月15日(月)午前9時30分 米沢市農業委員会第6回定例総会を米沢市役所3階庁議室に招集した。

出席委員(19名)

1番	伊藤精司	委員	8番	佐久間英之	委員	15番	大橋久芳	委員
2番	小関善隆	委員	9番	上村貞義	委員	16番	山王堂民榮	委員
3番	江口益美	委員	10番	古畑功一	委員	17番	大野澤進	委員
4番	遠藤伊一	委員	11番	高橋秀治	委員	18番	鈴木晃子	委員
5番	樋渡由美	委員	12番	菅野英一郎	委員	19番	田代昇一	委員
6番	二宮啓一	委員	13番	我彦正福	委員			
7番	高橋信夫	委員	14番	高橋祐弘	委員			

欠席通告委員(なし)

遅刻通告委員(なし)

部会委員以外の出席委員(なし)

部会委員以外の出席者(なし)

会議に出席した事務局職員(5名)

事務局 長	町田和則
事務局 長 補 佐 兼 農 政 振 興 主 査	目崎秀也
主 査	水谷春栄
主 査	仁科恭浩
主 事	渡部史紀

会議に付議した事項

1. 提出議題

- | | |
|------|--------------------------------|
| 報第1号 | 非農地証明の報告について |
| 報第2号 | 農地法第5条第1項の規定による申請に対する許可処分について |
| 議第1号 | 農地法第18条第1項第2号該当による同条第6項の通知について |
| 議第2号 | 農地法第3条第1項の規定による許可について |
| 議題3号 | 農地法第4条第1項の規定による許可申請について |
| 議第4号 | 農地法第5条第1項の規定による許可申請について |
| 議第5号 | 農用地利用集積計画について |
| 議第6号 | 農作業標準賃金等の策定について |
| 議第7号 | 農地賃貸借料情報について |

2. その他

平成29年業務報告について

平成30年基本目標（案）について

開 会 午前9時30分

目崎補佐

おはようございます。

ただいまから第6回の米沢市農業委員会定例総会を開会いたします。

初めに、「農業委員会憲章」の唱和でございますが、6番 二宮委員のご発声でよろしく願いいたします。

(唱和)

ありがとうございました。

それでは、次に会長よりご挨拶をお願いいたします。

会 長

では、皆さんおはようございます。

ブロック協議会でお会いした方もいらっしゃると思いますが、お会いしていない方もいますので、新年あけましておめでとうございます。本年もどうぞよろしく願いたいと思います。

きょうは1月の15日というようなことで、小正月というようなところで、さまざまな、昔ですとさいど焼きとかいろいろあったわけですが、最近では成人式が早くなって、さいど焼きも終わったというようなところもあるようでございますが、きょう、昔ながらの15日にやるというようなことで、小正月の行事、六郷あたりでは雪中田植えとか、そういったこともまたされているというようなことで、やっぱり日本は稲作文化というようなことで、そういったことでいろんな行事がずっと伝わってきているんだなど、こう思っている次第です。

そういった行事も、今後ずっと継続できるような農業・農村の環境であればいいなど、こう思っているところでありますが、22日から国会が開催されて、農地法やらさまざまな農業の改正が行われるというようなことで、10本以上のそういった農業基盤強化法とかそういったことも含めまして、改正されるというようなことで、一括でされるというようなことでありますので、前年のその農業強化プログラムと一緒になったことで、さまざまなことが一遍に国会に上程され、余り議論もされない中、改革されるというようなことで、大変心配しているわけでありましたが、地元国会議員を通じてお願いしていくほかないわけでありましたが、余りにも安倍一強政治というようなことで、そういったことがいろいろ議論されないまま通過していくのが大変懸念されるところでありますが、ことしは少しでもそういったことが改善されるいい年であればいいなど、こう思っている次第であります。

きょうはことし初めての総会であります。いろいろありますが、よろしく願いたいと思います。大変寒い中、3日間、4日間か、冷蔵庫にすっぽり入ったような低温というようなことで、体調にも大変悪いというようなこ

とで、インフルエンザ等もはやっている。かぜをひいている方もたくさんおられるというようなことでありますので、体調管理に十分注意しながら、仕事に、農業委員会業務に励んでいただきたいと思います。よろしく願います。以上です。

目崎補佐

ありがとうございました。

これより議事となりますが、総会の議長は米沢市農業委員会会議規則第4条の規定によりまして会長が務めることになっております。会長よろしく願います。

議長

それでは、私のほうで議事を進行させていただきます。米沢市農業委員会会議規則第3条の規定による本日の欠席通告委員はありませんので、全員出席であります。よって、去る1月10日に通知しました米沢市農業委員会第6回定例総会は成立いたしました。

今回の議事録署名委員には、10番 古畑功一委員、11番 高橋秀治委員を指名いたします。

それでは、早速議事に入りますが、議案の訂正や議事運営について事務局からありませんか。

目崎補佐

(挙手)

議長

目崎補佐。

目崎補佐

済みませんが、議案の追加を一つお願いいたします。

お手元にお配りしております報第2号 農地法第5条第1項の規定による申請に対する許可処分について、を追加お願いいたします。この案件につきましては、第3回、10月16日開催の総会において許可されました通町のセノケン開発の案件につきまして、開発許可が12月20日に許可になったものですから、それと同時に報告をするものでございます。

あともう1点でございますが、次第、その他のほうの平成29年業務報告について、でございますが、A4の紙をお配りしております。この内容につきまして、漏れておりましたので、ここにおわびして、追加させていただきますので、よろしく願います。

議長

それでは1の提出議題から進めさせていただきます。報第1号 非農地証明の報告について、を議題といたします。議案の内容について、事務局より説明をお願いします。

仁科主査

(挙手)

議長

仁科主査。

仁科主査

報第1号 非農地証明の報告について。下記の土地につきまして、農地及び採草放牧地のいずれでもないことを証明いたしましたのでご報告いたします。

受理ナンバー54号から60号までの計7件でございます。田が8筆 1, 420.66㎡、畑が8筆 8,994.00㎡、合計16筆 10,414.66㎡でございます。

受理番号54号 申請人 ○○○○、所有者も同一であります。土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。田から山林への転用です。転用年月日は昭和50年ごろです。申請理由は、昭和50年ごろに杉を植林し、現在は杉林となっているためです。

受理番号55号 申請人 ○○○○、所有者も同一であります。土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。畑から原野への転用です。転用年月日は昭和62年ごろです。申請理由は、昭和62年ごろより耕作しておらず、原野となっているためです。

受理番号56号 申請人 ○○○○、所有者も同一であります。土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。田から宅地への転用です。転用年月日は平成4年11月30日です。申請理由は、平成4年11月30日付け指令農政第786号で転用許可を得、宅地として利用してきたためです。

受理番号57号 申請人 ○○○○、所有者も同一であります。土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。畑から山林への転用です。転用年月日は昭和50年ごろです。申請理由は、昭和50年ごろに植林し、現在は山林となっているためです。

受理番号58号 申請人 ○○○○、所有者も同一であります。土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。田から宅地への転用です。転用年月日は昭和58年ごろです。申請理由は、昭和58年ごろより庭として利用しているためです。

受理番号59号 申請人 ○○○○、所有者も同一であります。土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。畑から宅地への転用です。転用年月日は昭和47年ごろです。申請理由は、昭和47年ごろ住宅を建築し、宅地として利用しているためです。

受理番号60号 申請人 ○○○○、所有者も同一であります。土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。畑から宅地への転用です。転用年月日は昭和55年9月10日です。申請理由は、昭和55年9月10日付け指令東置地第774号で転用許可を得、宅地として利用してきたためです。以上、ご審議よろしくお願いたします。

議 長
全 委 員
議 長

ただいまの説明について、意見並びに質問はありませんか。

なし。

ないので、報告事案でありますので、以上で報第1号 非農地証明の報告について、を終わります。

次に、報第2号 農地法第5条第1項の規定による申請に対する許可処分について、を議題といたします。

議案の内容について、事務局より説明をお願いします。

渡部主事
議長
渡部主事

(挙手)

渡部主事。

報第2号 農地法第5条第1項の規定による申請に対する許可処分について、このことについて、下記のとおり処分したので報告いたします。

1. 米沢市農業委員会総会における農地転用許可。

10月総会での農地法第5条第1項の案件について、平成29年12月20日付で許可いたしました。

内容としましては、37号の1件でございます。

以上、よろしく願いいたします。

議長
全委員
議長

ただいまの説明について、意見並びに質問ありませんか。ありませんか。なし。

ないので、報告事案でありますので、以上で報第2号 農地法第5条第1項の規定による申請に対する許可処分について、を終わります。

次に、議第1号 農地法第18条第1項第2号該当による同条第6項の通知について、を議題といたします。議案の内容について、事務局より説明をお願いします。

水谷主査
議長
水谷主査

(挙手)

水谷主査。

議第1号 農地法第18条第1項第2号該当による同条第6項の通知について、この処分について、農地の賃貸借の合意による解約が成立したと下記のとおり通知がありましたので、その確認を得るため委員会のほうに付議いたします。

受理番号50号から58号までの計9件です。申請人及び土地の表示は記載のとおりです。筆数及び地積は、田43筆 53, 125. 41㎡、畑4筆 1, 782. 00㎡、計47筆 54, 907. 41㎡です。

受理番号50号 貸人 ○○○○・△△△△、借人 ○○○○、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。

受理番号51号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。

受理番号52号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。

受理番号53号 貸人 ○○○○・△△△△、借人 ○○○○、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。

受理番号54号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。

受理番号55号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。

受理番号56号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。

受理番号57号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。

受理番号58号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。

以上、よろしく願いいたします。

議 長
全 委 員
議 長

ただいまの説明について、意見並びに質問はありませんか。ありませんか。
なし。

ないので、議第1号 農地法第18条第1項第2号該当による同条第6項の通知について、議案書のとおり確認することに異議ありませんか。

全 委 員
議 長

異議なし。

異議がないので、議第1号 農地法第18条第1項第2号該当による同条第6項の通知について、議案書のとおりであることを確認いたしました。

次に、議第2号 農地法第3条第1項の規定による許可について、を議題といたします。

それでは、受理番号124号から130号までを上程いたします。

議案の内容について、事務局の説明をお願いします。

水谷主査
議 長
水谷主査

(挙手)

水谷主査。

議第2号 農地法第3条第1項の規定による許可について、下記農地について農地法第3条第1項の許可申請がありましたので、その可否を求めするため、委員会に付議いたします。

受理番号124号から130号までの計7件です。申請人及び土地の表示は記載のとおりです。筆数及び地積、田67筆 66,069.61㎡、畑14筆 58,767.68㎡、計81筆 124,837.29㎡です。

受理番号124号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望による賃貸借です。

受理番号125号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望による売買です。

受理番号126号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積

につきましては記載のとおりです。申請事由は経営移譲年金受給のための使用貸借の再設定です。

受理番号127号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は同一世帯内での生前贈与（後継者へ）一括の贈与です。

受理番号128号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望による賃貸借です。

受理番号129号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望による農地所有適格法人への売買です。

受理番号130号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望による農地所有適格法人への賃貸借です。

以上、ご審議のほうよろしくお願ひいたします。

議 長
1 5 番
議 長
1 5 番

この件について調査された委員は、調査結果を報告してください。

(大橋久芳委員 挙手)

15番 大橋委員。

15番 大橋です。

124号についてご説明申し上げます。

借人○○○○さんのほうに話聞いてまいりました。以前からこの田んぼは耕作しておりましたが、△△△△さんのお父さんが亡くなった関係で、亡くなってからもそのまま耕作していたので、今回新たに相続による取得者△△△△さんとの契約だというようなことで、特に問題がないというようなことでしたので、よろしくお願ひしたいと思います。

1 2 番
議 長
1 2 番

(菅野英一郎委員 挙手)

12番 菅野委員。

12番 菅野です。

125号、130号について説明させていただきます。

125号は○○○○さんの息子さんに電話して聞きました。この農地は、昔交換したんだけど、ちゃんと分筆なってなかったみたいで、今も△△△△さんの田んぼとして耕作しているんですけど、以前に県道がひっかかって、残地として残ったところを取得することになったそうですので、特に問題ないと思います。

130号、○○○○さんと△△△△さんの賃貸借です。△△さんはもうひとり暮らしになっておまして、耕作はなかなかできないということで、○

〇〇〇さんが一括して借り上げるというところです。以上です。

議 長

126。

14番

(高橋祐弘委員 挙手)

議 長

14番 高橋委員。

14番

14番 高橋です。

受理番号126号についてご説明申し上げます。

貸人の〇〇〇〇さん、借人の△△△△さんは親子でございまして、今まで使用貸借ということで、経営移譲、年金受給のためということで、再設定でございまして、耕作されておりますので問題ないと思われまして、よろしくお願ひします。

議 長

127号。

16番

(山王堂民榮委員 挙手)

議 長

16番 山王堂委員。

16番

16番 山王堂です。

この案件は、伊藤会長の案件ですが、議長ですのでかわって報告させていただきます。

〇〇さん親子による筆数5筆の生前一括贈与ということで、8日の農事相談に報告を受けて、何も問題ないということでした。以上です。

議 長

128号。

10番

(古畑功一委員 挙手)

議 長

10番 古畑委員。

10番

10番 古畑です。

128番のご報告を申し上げます。

〇〇〇〇さんに話を聞いた結果、去年まで耕作なされてなかったものから、隣接農地を借りている△△△△さんという方が今回お借りして田んぼつくるといふことですので、問題ないと思ひますのでよろしくお願ひします。

議 長

129号。

19番

(田代昇一委員 挙手)

議 長

19番 田代委員。

19番

19番 田代です。

129番についてご報告申し上げます。

渡人の〇〇さんは、〇〇〇〇の社長であります。受人は山梨県、△△△△というところがございます。△△△△というところは、親会社が〇〇〇〇というところ、山梨で創業されているというところあります。日本では一番ワインの製造で古いところ、俗に言う老舗というところであるということでした。遠方の方が山形まで来て耕作されるという内容につきましては、

ブドウを栽培して、そこにワインをつくられるというふうな内容でございました。現在というか、昨年夏まで、その土地8筆、54, 183. 68㎡は何をされていたかといいますと、そばを植えていたと。○○○さんをお願いしてそばを植えておったんですが、本年からはブドウをつくりたいというようにお話がずっと進んでいるという内容でございました。

ブドウをつくるために5. 4haをされるということは、あまたの人の手伝いが必要でしょうということより、社長さんにお聞きしました。○○さんで常用されている方が14名いらっしゃる。今回、改めて5町4反のブドウを作付するためには、その中から11人の方に当たっていただくじゃないかと、改めて常用としては3名の新規雇用を予定しておられると。作付されて、3年後くらいには実りが待たれると。そのときも含めて収穫時には臨時雇用として10名ほどの新規臨時雇用を進めたいもんだというふうなお話でございました。そんないいお話でありますから、作付したらすぐ収穫はと聞きましたら、先ほど言いましたように、少なくとも3年強は実りまでかかるんだよと。ところが、昨今の事情がありまして、計画どおり耕しても作付が可能かどうかは、これわからないと。ブドウの苗木が不足している状況なんだそうです。ですから、逐次行って、何年か後には5町4反がブドウ園になるかもしれませんし、苗があれば一挙にことしあたりから作付したいもんだなということで、今までやったことからブドウ園になり、常用雇用、あわせて臨時雇用という就農機会も考えているというふうなお話でございました。

長くなりましたが、そのような経過があり、これからそれに向かって進まれるということでもありますので、期待してよろしいんじゃないかと思って、私は確認したというようなところです。

議 長

ご苦労さまでした。

それでは、受理番号124号から130号までについて、意見並びに質問はありませんか。ありませんか。

全 委 員

なし。

議 長

ないので、受理番号124号から130号までについてを許可することに異議ありませんか。

全 委 員

異議なし。

議 長

異議がないので、受理番号124号から130号までについて、許可することに決定いたしました。

次に、議第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、を議題といたします。議案の内容について、事務局の説明をお願いします。

渡部主事

(挙手)

議 長

渡部主事。

渡部主事 議第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について。農地法第4条第1項の規定による許可申請について受理番号4号から5号までの計2件で、
 田12筆 2,067.41㎡、畑1筆 85㎡、合計13筆 2,152.41㎡でございます。
 受理番号4号 申請人 ○○○○、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。転用事由は宅地拡張のためです。こちらは第2種農地で、中山間地等の小集団の農地です。
 受理番号5号 申請人 ○○○○、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。転用事由はアパート（3棟26世帯）の建設のためです。こちらは第3種農地で、都市計画法の用途地域内です。
 よろしく願いいたします。

議 長 この件について調査された委員は、調査結果について説明をしてください。
 15番 (大橋久芳委員 挙手)
 議 長 15番 大橋委員。
 15番 15番 大橋です。
 ○○○○さんのほうに話を伺ってきました。話を伺った時点で雪がありまして、現地確認できませんでしたので、佐藤推進委員のうちの近くだというようなことで、佐藤推進委員のほうに話を聞いたところ、事前着工というようことはないというようなこと、ご報告を受けましたので、何ら問題ないと思われまので、今後、住宅の一角として庭などをつくっていきたいということでした。よろしく願いしたいと思います。

7番 (高橋信夫委員 挙手)
 議 長 7番 高橋委員。
 7番 7番 高橋です。
 第5号についてご説明申し上げます。この案件は、前の議第1号、受理番号57号で解約された土地であります。場所は○○○○地内の○○○○の南側に位置しております。代理人の行政書士の○○さんに電話で確認をとりました。この土地を申請人の△△△△さんが3棟建ててアパート経営するということです。事前着工等はございません。問題ないと思われま。よろしく願いします。

議 長 ただいまの受理番号4号と5号について、意見並びに質問はありませんか。ありませんか。

全委員 なし。
 議 長 ないので、受理番号4号と5号についてを許可することに異議ありませんか。

全委員 異議なし。

議長 異議がないので、受理番号4号と5号について、許可することに決定いたしました。

次に、議第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、を議題といたします。

議案の内容について、事務局の説明をお願いします。

渡部主事 (挙手)

議長 渡部主事。

渡部主事 議第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について。農地法第5条第1項の規定による売買または賃貸借等による農地の転用申請について、畑のみ2筆 290㎡、合計も同一でございます。

受理番号60号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。転用事由は建売分譲（1棟）の建設です。こちらは3種農地で、都市計画法の用途地域内です。

受理番号61号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。転用事由は一般住宅の建設です。こちらは3種農地で、都市計画法の用途地域内です。

以上、よろしく願いいたします。

議長 この件について調査された委員は、調査結果について説明してください。

17番 (大野澤 進委員 挙手)

議長 17番 大野澤委員。

17番 17番 大野澤です。

受理番号60号をご説明いたします。去る1月6日でありましたけれども、行政書士の代理人の○○さんと電話で確認いたしました。受人の不動産業の△△氏が渡人の○○氏より土地を譲り受け、建売住宅1棟と駐車場の設置ということでした。現地を確認しましたがけれども、雪も積もっておりましたけれども、大きい建物等なんかも建っていない、事前着工もないのかなというようなことで、一応確認してきました。以上です。よろしく願いいたします。

議長 ご苦労さまでした。

61号。

7番 (高橋信夫委員 挙手)

議長 7番 高橋委員。

7番 7番 高橋です。

61号についてご説明申し上げます。この土地は、○○○○地内です。○○○○の北側に位置しております。代理人の行政書士の○○さんに話を伺っております。受人の△△さんが渡人の○○さんからこの土地を購入し、住

宅を建設するということです。事前着工等はありませんでした。問題ないと思われま。よろしくお願ひします。

議 長 　　ただいまの受理番号60号と61号について、意見並びに質問はありませんか。ありませんか。

全 委 員 　　なし。

議 長 　　ないので、受理番号60号と61号についてを許可することに異議ありませんか。

全 委 員 　　異議なし。

議 長 　　異議がないので、受理番号60号と61号について、許可することに決定いたしました。

次に、議第5号 農用地利用集積計画について、を議題といたします。

1 1 番 　　(高橋秀治委員 挙手)

議 長 　　11番 高橋委員。

1 1 番 　　11番 高橋です。私に関する案件がありますので、退席お願ひします。

(高橋秀治委員 退室)

議 長 　　それでは、受理番号4号から7号、9号、10号を上程いたします。議案の内容について、事務局の説明をお願ひします。

仁科主査 　　(挙手)

議 長 　　仁科主査。

仁科主査 　　議第5号 農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により農業委員会に付議いたします。

受理番号4番、5番、6番、7番、9番、10番につきましては、〇〇〇〇が借人となる相対による貸貸借権の新規6件でございます。それぞれの貸人、土地等の詳細につきましては、記載のとおりでございます。

この筆数、地積につきましては、田のみ14筆 14,954㎡、合計も同一でございます。

受理番号4号 貸人 〇〇〇〇、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による新規の貸貸借権設定です。

受理番号5号 貸人 〇〇〇〇雄、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による新規の貸貸借権設定です。

受理番号6号 貸人 〇〇〇〇、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による新規の貸貸借権設定です。

受理番号7号 貸人 〇〇〇〇、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による新規の貸貸借権設定です。

受理番号9号 貸人 〇〇〇〇、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による新規の貸貸借権設定です。

受理番号10番 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による新規の賃貸借権設定です。

なお、この案件につきましては農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えておりますので、ご審議よろしくお願いたします。

議 長 　　ただいまの説明について、意見並びに質問はありませんか。

全 委 員 　　なし。

議 長 　　ないので、受理番号4号から7号、9号、10号について議案書のとおり米沢市が計画書を作成することに異議ありませんか。

全 委 員 　　異議なし。

議 長 　　異議がないので、受理番号4号から7号、9号、10号について、議案書のとおり米沢市が計画書を作成することに決定いたしました。

1 1 番 　　(高橋秀治委員 入室)

議 長 　　それでは受理番号4号から7号、9号と10号を除く1号から14号までを上程いたします。

議案の内容について、事務局の説明をお願いします。

仁科主査 　　(挙手)

議 長 　　仁科主査。

仁科主査 　　議第5号 農用地利用集積計画について、受理番号4から7、9号、10号を除きます受理番号1号から14号につきまして、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により委員会に付議いたします。

内訳につきましては、相対による売買2件、賃貸借の新規が2件、再設定が4件の計8件でございます。

土地等の詳細につきましては、記載のとおりでございます。

この筆数、地積につきましては、田のみ30筆 75,474㎡。よって、合計も同様でございます。

受理番号1号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による売買です。

受理番号2号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による売買です。

受理番号3号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による新規の賃貸借権設定です。

受理番号8号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による新規の賃貸借権設定です。

受理番号11号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による賃貸借権の再設定です。

受理番号12号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による貸貸借権の再設定です。

受理番号13号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による貸貸借権の再設定です。

受理番号14号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による貸貸借権の再設定です。

こちらの案件につきましては農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしていると考えております。

ご審議よろしく願いいたします。

議長 ただいまの説明について、意見並びに質問はありませんか。ありませんか。

全委員 なし。

議長 ないので、受理番号4号から7号、9号と10号を除く1号から14号までについて、議案書のとおり米沢市が計画書を作成することに異議ありませんか。

全委員 異議なし。

議長 異議がないので、受理番号4号から7号、9号、10号を除く1号から14号までについて、議案書のとおり米沢市が計画書を作成することに決定いたしました。

次に、議第6号 農作業標準賃金等の策定について、を議題といたします。

それでは、この件に関しては、既に各ブロック協議会で検討していただいておりますので、その結果を第1ブロックから順に報告していただきます。その後、協議会に切りかえて協議したいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

—協議会—

議長 それでは、総会に戻して再開いたします。

ただいま協議決定しました単価について、事務局より報告をお願いします。

目崎補佐 (挙手)

議長 目崎補佐。

目崎補佐 それでは、決定された単価についてご報告申し上げます。

29年度と同額ということでございますので、今、左側の29年度の作業賃金機械利用料と同額となります。一般作業につきましては、1日6,700円、田植え及び稲刈り作業は6,800円、果樹の選定が10,000円、一般作業が6,700円、収穫が6,700円でございます。機械利用料につきましては、トラクターの耕起が6,264円、代かきが7,776円、

畑のほうの耕起ですが、9,396円、耕うん機による耕起が8,856円
でございます。水稻の育苗が1箱当たり788円、機械田植えが1反当たり
7,992円、側条施肥の田植えが8,640円、バインダーが8,532
円、ハーベスタが10,692円、コンバインが19,980円ございま
す。乾燥機のほうの生のほうが1,296円、半分のほうが874円ござ
います。もみすりは842円、土壌改良資材の散布が1,296円、堆肥散
布が5,400円、畦塗りが2,592円、そば刈り取り、脱穀などが10,
476円、麦刈り取りが13,608円、牧草のほうですが、刈り取りが1,
620円、反転が518円、集草が734円、梱包が205円でございます。

議長 それでは、議題6号 農作業標準賃金等の策定について、事務局の報告の
とおり決定してもよろしいですか。

全委員 異議なし。

議長 異議がないので、農作業標準賃金等の策定について、はそのように決定さ
せていただきます。

次に、議第7号 農地賃借料情報について、を議題といたします。

この件に関しても、議第6号と同様に、第1ブロックから順に報告してい
ただきます。その後、協議会に切りかえて協議をしたいと思っておりますので、よ
ろしくお願いします。第1ブロック。

14番 (高橋祐弘委員 挙手)

議長 14番 高橋委員。

14番 14番 高橋です。

賃借料情報について、同じく農事相談の後に全員で協議した結果、この内
容でよいということで、全員賛同いたしました。決定しました。というこ
とで、C地域だけデータ抜けているということで、1件のデータしかないとい
うことで、抜いておるということで、それでよいのではないかと
いうことで、以上です。

議長 第2ブロック。

7番 (高橋信夫委員 挙手)

議長 7番 高橋委員。

7番 7番 高橋です。

第2ブロックでもこの原案のとおりということで決定いたしました。ただ、
将来の検討課題といたしまして、備考の4番、「土地改良区の賦課金につい
ては、双方で話し合ってください」という、この文言ですが、これを削除し
たほうがいいのか、もしくは賦課金は耕作者の負担でいいんでない
かという意見が出されております。米沢以外の南陽、川西、高島では、耕作
者負担と明記してあるそうです。ただ、米沢の場合、この賃借料に賦課金も

含まれた額が入っているのが多数ありますので、将来的な課題ということに決まりました。以上です。

議 長

第3ブロック。

1 5 番

(大橋久芳委員 挙手)

議 長

1 5 番 大橋委員。

1 5 番

1 5 番 大橋です。

第3ブロックのほうをご報告申し上げます。

第3ブロックのほうでも、賃借料に対してはこのとおりでいくしかないだろうということを決まりましたが、やっぱり第2ブロックと同じように、水利費とか、そういった問題がいろいろ中に入っているというようなことで、もっと明確な賃借情報を出せれば一番いいんですが、なかなかそういう情勢にはなっていないというようなことで、いろいろこれからの課題としてもっと明確な情報が提供できればというようなことです。やっぱり水利費関係のほうも、今なかなかすんなりと徴収できないというような現状があるというようなことで、江口委員のほうからいろいろ話ありまして、もっと、本当にどういうふうにしたら一番いい、理想的なことができるかというようなことをやっぱり考えていく必要があるんじゃないかというようなことを思います。よろしくお願ひしたいと思います。

議 長

それでは、これより協議会に切りかえていきます。

(協議会)

皆さんのほうから今、3ブロックから説明がありました。ご意見、質問等ございませんか。

3 番

(江口益美委員 挙手)

議 長

3 番 江口委員。

3 番

3 番 江口と申します。

今、第3ブロックのほうからもあったとおりでありますけれども、米沢平野土地改良区からのお願いというふうなことでさせていただきたいと思っておりますけれども、賦課徴収について、大変、ここにも役員、あるいは組合長がおいででありますけれども、本当に難儀をしているというのが実情であります。その辺につきまして、幾らかでも、何ぼでも未納金を少なくするための努力ということを、当然土地改良区の役職員がこれを行っているわけでありまして、農業委員会の方々にも常日ごろ本当に米沢平野土地改良の運営についてもご協力して、ご理解いただいておりますこと、本当に感謝申し上げます次第でありますけれども、特に農業委員会、そして農業委員会の事務局さんのほうにつきましても、本当にご理解いただいていることにつきましては感謝を申し上げます。

この田んぼの貸し借り、特に中間管理機構が始まってから、田んぼの大きくなる方が大分おられるわけですが、それに伴いまして、賦課金もどちらかが払うようなことになるわけでありまして、この未納金が発生するというような問題が大変大きくなっております。そういったところで、土地改良区の役職員が当然この仕事をしているわけでありまして、農業委員会の皆様、事務局におかれましては、ご理解をいただければなというふうに思っていますし、田んぼの双方の貸し方、借り方によりまして、どちらかが払うんですかということで、農業委員会の事務局のほうでも本気になって多分やってもらっているというふうなことでありますけれども、なお一層、これにつきまして未納がないような状況にしてもらうためにも、ひとつご協力をお願いしたいというふうに思っております。

田んぼを貸すほうとしても、未納金があれば、借りるほうにも田んぼの賦課金がついていきますので、その辺についてもご承知おきをお願いしてもらえれば大変助かるのかなというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいというふうに思います。以上であります。

議 長 今、土地改良のほうからの要望というか、意見というように、江口さんのほうからありましたが、関連して何かありますか。

1 2 番 (菅野英一郎委員 挙手)

議 長 1 2 番 菅野委員。

1 2 番 1 2 番 菅野です。

土地改良、その人が未納かどうかを聞いたって教えないでしょう。

3 番 (江口益美委員 挙手)

議 長 3 番 江口委員。

3 番 守秘義務というのがありまして、どこら辺まで話せるかと申しますと、組合長は当然、ここにおられる我彦さん、そして大野澤さん、組合長、そして、二宮さん、理事をやっていますので、この方には当然誰が未納だかというのはわかっておられると思います。それは、全般的にわかるのは理事の方だというふうに思っています。その集落については、維持管理組合につきましては、組合長並びに推進委員の方々が誰が未納かというのわかっているというふうな状況であります。その中でも、土地改良としては、誰がそれを借りるかはわからないわけです。農業委員会でマッチング、推進委員の方々がそうやって耕作不能ということを解消するということが一番な課題でありますので、その辺で耕作放棄がないようなところで農業委員会が動いているわけなんですけれども、その方が未納あるかどうかはね、当然農業委員の方はわからないというふうな状況だと思っておりますけれども、その辺、貸し借りするときに事務局のほうでその辺を確認してもらえれば一番助かるのかなというふう

に思います。

特に、土地改良するときには、未納があれば当然国からの補助金はもらえないというような状況でありますので、その辺も含めて未納が滞らないようなところでお願いしたいというふうに思うところであります。以上であります。

農業委員の方は全然わからないと思うんだ、誰が未納だということは多分わかっていないと思っています。

議 長
6 番
議 長
6 番

12番、よろしいですか。

(二宮啓一委員 挙手)

6番 二宮委員。

6番 二宮です。

この件につきまして、やはり賃貸契約を結ぶ上では一番のお互いのポイントになっているんじゃないかなと思っておるところでございます。そして、ただいまお話にありました、土地改良費の賦課金については、耕作者負担が義務でございます。これは土地改良法第3条に載っております。土地改良法の参加資格者というのが耕作者になります。地主でなく耕作者が参加資格者ということで、つまり農協で言えば組合員ということになりますもので、当然、参加資格者が納付するという格好になります。

そして、さっき2部の報告もらいましたけれども、この件について、この標準の表に載っているのが米沢だけでありまして、米沢を除く1市2町にはこの項目はありません。

やはり、土地改良区、ほかの事業団体ではございますので、農業委員会としてはその辺の他の団体には触れないほうが賢明な策ではないかなというふうに思っております。以上です。

1 9 番
議 長
1 9 番

(田代昇一委員 挙手)

19番 田代委員。

19番 田代です。

私も第3ブロックということで、先般この話になりました。そのときご提示いただいた資料がこれございまして、私が持っているこの紫が平成28年、ピンクが平成29年ということで、裏返しますと4番目に28年は賦課金、経常経費は耕作者の負担が基本ですというふうに書いてあります。1年たった29年はその文言がなくて、双方で話し合ってください。だから、先ほど言われましたように、耕作者が基本であるというのは28年に文言されましたが、なぜか29年はそんなことがなくて、双方でお話しくささいというふうには、玉虫色みたいな雰囲気のことですなというのは、ブロックの間でもお話ありました。となった場合、耕作者が払うんだよ、いや、地主が払う

んだよと言われても、結果払うということは基本なわけですから、未収入がだんだん減ると。そうすると、1年たった段階でも、この文言が出たり、出ないというふうなことあって、多分過去にも同じような話し合いがあったんじゃないかなろうかというふうに私は一人で推測しています。相對貸しとか、こういうところを通しての貸し借りというところも出ると思います。これが許されるかどうかわかりませんが、結論が出なくてまたこんななるんならば、土地改良さんとして米沢市の農業委員会事務局に、私借ります、私貸しますという方が来たときに、賦課金は必ず払わなければいけませんと、お話し合いの結果でしょうけども、つくられる方、貸す方、いずれかでちゃんと決めて賦課金のお支払い、よろしく願いますというふうな文書を米平さんで書かれて、米沢の農業委員会の事務局にお預けして、こういうことありますから、貸される方、借りられる方、どちらでも結構だと思いますが、間違いなく賦課金のお納め方、よろしく願いますというふうな文書でも書かれて、事務局さんにお預けして、事務局さんも口添えされて、未収金のないような方策を一步前進で進めたらばいかなものかなと、単純に考えているところでありました。以上です。

1 4 番
議 長
1 4 番

(高橋祐弘委員 挙手)

1 4 番 高橋委員。

1 4 番 高橋です。

土地改良区の賦課金についていろいろ役員の方からお話ありましたが、この件につきましては、前からこの会議で何遍も出て、この会議で採めた件を覚えております。ということで、ゆくゆく、最終的にこの土地改良区の賦課金については、双方で話し合ってくださいと、前回の会議で提示したことでありまして、やっぱりその双方で話し合ったことによって、お互い土地改良費はあなたが払うんですよ、私が払う、こう話し合うことが一番いいんでないかなと私思うの、かえって。かえって、話し合わないで貸し借りして、耕作者払う、かえってやっぱり話し合うことによって、お互いの責任感が出てくるのではないかなと、私は考えます。以上です。

3 番
議 長
3 番

(江口益美委員 挙手)

3 番 江口委員。

今の意見、そのとおりだと思いますし、それを携わってもらえるのは農業委員会の事務局かなというふうに思っています。田んぼの貸し借りは多分事務局を通しながらやるというふうなことだろいうふうに思っていますので、そのときに双方の話し合いを、今言われたようなところでちょっとご教示願えれば、話し合いをしてどちらが払うようになっていきますかっていうぐらいのことを聞いていただければ、大変それも助かるのかなというふうに思っていま

した。その辺はできるのかどうかですけれども、農業委員会事務局で立ち入ることができるか、今言った双方で話し合ってどちらかが払っていただけますかということを、そういった旨のことを言うていただくことはどうかだというふうに思っていますけれども、いかがでしょう、事務局としては。

1 2 番 (菅野英一郎委員 挙手)

議 長 1 2 番 菅野委員。

1 2 番 1 2 番 菅野です。

そうしてもらおうと土地改良区としてはうんといいでしょ、農業委員会はやっぱりそこまでタッチすることは、俺はできないと思うんだ。その一筆書かせるとか何とかというのは、農業委員会では、まるっと違うことよ、そいつは。だから、それは、「一言いってけろ」ぐらいはいいかもしれないけど、それ以上のことは農業委員会に望むのは無理なんではないかなと思います。

議 長 事務局の話聞いてから、じゃあ。

仁科主査 私、集積担当しております、受付する際には一応、双方の方には土地改良費どちらが払いますかということは確認はさせていただいています。一応、そこ確認していただかないと、賃借料のほうにも影響してくるかと思って、お話は聞いております。以上です。

3 番 俺もさっき言ったとおり、事務局側ではそういうふうにお聞きになっているということを承諾していたものですから、その点については大変ありがたいというふうなお話をさせてもらったと思ひまして、菅野委員が今言われたような、確かにそれは、賦課徴収につきましては、当然、土地改良の役職員がやるものであります。

私言っていますのは、賦課された徴収をできるだけ支援といたらいいかどうか、そういったところで、差しさわりのないようなところで、賦課金は、今言った双方で話し合いでも結構ですので、滞らないようお願いしたいということ申し述べていただければいいのかなというふうに思ったところがありますので、何でもかんで、差しさわりのある、「お前なんだ、徴収払ってないんでないか」なんて話でなくて、その後よろしくお願ひしたいということをつけ加えてもらえれば大変助かりますというふうな話であります。以上です。

議 長 1 9 番 田代さん、その一筆とるという話。両方で。

1 9 番 (田代昇一委員 挙手)

議 長 1 9 番 田代委員。

1 9 番 1 9 番です。

私、もしかしたら話の内容が悪くて、皆さんに誤解を与えているかもしれ

ません。一筆ということじゃなくて、今、仁科さんがおっしゃったように、どちらでお支払いになりますか、ちゃんと双方で決めてくださいねということは非常にありがたいことだと思います。そうでないと次の事務が進まないということも。そうされても払われていないというのが事実あるということだけは、また皆さん認識されているんです。そうなので、言葉はすぐ消えますから、米平さんとしてお願い状のような文書をしたためて、事務局さんにお預けして、間違いなくこういうことですからよろしくお願ひしますねというものをお渡しいただけるようになされてはいかがでしょうかという内容です。（「申し込みに来る前に」の声あり）来られたときに、双方でよくお話しくださいと、でも、忘れると困るので、米平さんからこういうお願い書が来ていますから、どうぞというふうに提出されて、認められたと、それでその方々に文書よろしくお願ひしますというのをやられてはいかがですかという内容です。

議 長 文書を米平さんから預かって（「お願い書という」の声あり）それを事務局で、そこで、（「双方にこういうことですって」の声あり）受付に来た際に、渡しておけばということ。（「お願いとか何とかという内容の文書でも書かれて、こういうことでしたからと。それは米平さんからですから、もしそんなことが許されるのであればと思つて」の声あり）

6 番 やっぱり、いろんな意見が出ましたけども、やっぱり法律にのっとつてやっていったほうが一番最良じゃないかなと思つております。

議 長 全くそのとおりだと思うんですが。

だけど、さっき14番の高橋委員からあつたように、これ削除して、全然タッチしないと、逆な効果ということも考えられる。

あと、第2ブロックで話し合つたんですが、何年か後にということをしていかないと、多分最高額の25,000円の人なんかは、多分これ土地改良費は地主が払つてのこの賃借料だと思いますから、これ5年とか10年とかやってやると、これちょっと、いま決めると（「大変なことになる」の声あり）不合理なことも出てくる。だから、法律にのっとつて、じゃあ来年からなつてしまうと、これまた大変なことになりますので、これ慎重に考えていかなければならないかなと、こう思つています。

だから、さっき言つたように、耕作者が払うって今してしまうと、中間管理事業では10年とか、あと基盤強化は5年とかしてするわけ。そうすると、そういう人たちだとこれ、決めてしまつていることを10年後まで決めていくことに対して、今度見直ししなければならぬ、これね。

皆さんのほうで何かもっと言い残したこととかあつたら言つてください。

1 6 番 土地改良費の、もうちょっと国で出すようにして、負担金少なくするよう

- な方向で土地改良の役員さん頑張っていたきたい。
- 議長 いろいろ話は出たわけですが、30年についてはこの農地賃借料情報の原案どおりでよろしいですか。
- 全委員 はい。
(総会)
- 議長 それでは、総会に戻しまして、再開いたします。
ただいま協議決定しました内容について、事務局より報告をお願いします。
- 目崎補佐 (挙手)
- 議長 目崎補佐。
- 目崎補佐 農地賃借料情報、水田10アールあたりでございます。
A地域、共済組合の基準対象が540kg以上でございますが、平均額が13,923円、最高額が25,000円、最低額が5,000円でございます。
B地域、480kgから540kgですが、平均額が12,706円、最高額が20,000万円、最低額が5,000円。
C地域につきましては、データが少ないので横バーで表示しないということでございます。
D地域につきましては、実績なしということでございます。
備考欄につきましては、この原案のとおり記載するということをお願いいたします。以上です。
- 議長 それでは、議第7号 農地賃借料情報について、事務局報告のとおり決定してもよろしいですか。
- 全委員 異議なし。
- 議長 異議がないので、農地賃借料情報について、はそのように決定いたしました。
以上で、議事の提出議案の審議は終了いたしました。
次に、2のその他に移ります。
平成29年度業務報告について、と平成30年基本目標(案)について、は2月15日の定期総会に上程する議案内容の確認となります。こちら共にもブロック協議会で事前に検討していただいておりますので、各ブロックの代表の方から内容を報告していただきます。その後、協議会に切りかえご意見をいただきながら調整させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。
それでは、第1ブロックからお願いします。
- 14番 (高橋祐弘委員 挙手)
- 議長 14番 高橋委員。

1 4 番

第1ブロックから報告をさせていただきます。

まず、最初に業務報告の内容で、3ページの農業者年金加入推進活動についてということでの報告でございます。その中で、加入推進を行った結果、12月末現在の加入者58名になったと報告ありまして、そこに新規加入者が何名いたかわかるとは思いますが、つけ加えたらどうかという話がありました。

もう1点ですが、4ページのその他農業委員活動の中で、(1)調査及び情報相談活動で、広報誌農委よねざわを通じ、農家への周知徹底を図ったということで報告あります。そして、全国の表彰を受けたこともここに報告したらどうかというお話がありました。

あとは、そんなところでございます。業務報告のほう。

基本目標のほうでございます。基本目標のほうでございますが、案のほう。

1ページの基本方針の中段に、農業委員19名と農地利用最適化推進委員16名が誕生したとありまして、次に、これら両委員はとありますが、このこれらというのは、何だからいらぬのではないかと。両委員はですぐ入ったらいぬのではないかとというお話がありました。

あとは、3ページ、(2)農地流動化対策についての中段で、農用地集積の「受手」の「け」が入るのではないかとのご意見がありました。どうかなということ。

以上、いらぬか、いるかわからないけど。そういったことで、第1ブロックでは、その内容のところでもう出ましたので、よろしく願います。

議 長

ご苦労さまでした。

第2ブロック。

7 番

(高橋信夫委員 挙手)

議 長

7番 高橋委員。

7 番

7番 高橋です。

第2ブロックで決まったことを報告します。

まず、業務報告ですが、1ページの上から16行目になります。その中で、「米価が少しずつ上昇している一方」って表現がありますが、この「米価」を「主食用米の価格」に変更してほしいと意見が出されました。なぜならば、もち米とか酒米が上がっていない、むしろ下がっている状況なので、こうしてほしいという意見がありました。

それから、3ページ目です。

3ページの(4)農業者年金加入推進活動について。この下から2行目、「結果、12月末現在の加入者は58名になった」とありますが、これ、削除したほうがいいんじゃないかという意見が出されております。なぜなら、認

定農業者348経営体ある中で、加入者、丸51歳、60以下に限定されるわけですが、直接比較できませんけど、余りにも少ないんじゃないか、わざわざ数を出さないでいいんでないかという意見が出されました。毎年、新規加入者よりも加入者から受給者になるほうが多くて、去年は加入者61名、今回58名と、毎年減っているんで、この数字は出さなくていいんでないかという意見が出されました。以上です。

次、基本目標です。

まず、1ページ目、上から7行目になります。「このような変革は農業生産者に将来への大きな不安をもたらす結果となっている」ってありますが。この「農業生産者」を「米生産者」に変更したほうがいいんでないかという意見です。上の文章が全て米についての説明になっているので、米生産者のほうがいいんじゃないかという意見が出されました。

それから、次は、2ページ目です。

2ページ目の下から2行目、「掘り起して」となっていますが、これ送り仮名の訂正で、平仮名の「こ」を入れるべきでないかと出されています。「掘り起こし」、「し」の前に「こ」です。平仮名の「こ」。

次は、4ページ目になります。

4ページ目、上から5行目。「昨年12月現在58名である」ということを削除。これも先ほどの業務報告と同じ理由で削除したほうがいいんでないかという意見が出されました。

次は、6ページ目になります。

6ページ目の(5)女性農業委員の活動についての②「山形県女性の農業委員会の会」ってなっていますが、農業委員会のほうの「会」を削除、訂正ですね、つまり、「山形県女性の農業委員の会」ということに訂正をお願いしますということです。以上です。お願いします。

議 長
7 番

広報誌表彰されたの、広報委員会に上げたほういいのかって。
これ、だって訂正で。これ説明なかったんでしたっけ。「まだしてない」の声あり)これに載っています。「9ページの言った、9ページ」の声あり)この訂正版にもう既に載っているんで、これはしゃべらなくてもいいかなと思ひまして。

議 長
7 番

8ページの、こいつ入れっことにしたの。
もうこれ決まったわけですよ、入れるってことで。(「はい、わかりました」の声あり)

議 長

あと、その新潟の研修のは入ってたの。(「これも入ってます」の声あり)
(「あと、市会議員との話し合いも入ってます」の声あり)
第3ブロック。

- 1 5 番 (大橋久芳委員 挙手)
- 議 長 1 5 番 大橋委員。
- 1 5 番 第3ブロックは時間の関係もございまして、一応冒頭の説明だけというように進めさせていただきました。そして、文言的な話題は今度の農事相談のときまであればというようなことで、話しまして、業務報告と基本目標も特別今ので問題ないというようなことで進んでおります。もし何かあれば、今度の農事相談の折に訂正というようなことになるとと思います。よろしくをお願いします。
- 議 長 一応は目を通してもらったんだね。（「はい」の声あり）
 それでは、これより協議会に切りかえます。
 今、第1から第3ブロックまでの代表者の方にいろいろ意見を出して、訂正箇所等出してもらいましたが、皆さんから何かありませんか。
 今、訂正箇所なり、直してほしい、削除してほしいという各ブロックからあった件に関して、そのとおりでよろしいですか。
- 2 番 基本方針で、米生産者にしたほうがいいんでないかってあったんだけど、米でなくて、生産者でいい。わざわざ米なんてしなくたって、「このような改革は生産者に将来の不安をもたらす」ということでいい。（「はい、よろしいです」の声あり）農業生産者って普通は言わないから、ただ生産者って言えば農業の生産者で。そこだけ省いたら。
- 議 長 今、基本目標の1ページの「このような変革は農業生産者に将来の不安をもたらす」というところの文言の中で、「米生産者」にしたほうがいいんでないかって第2から出たわけですが、今、2番小関委員のほうから、それもないなくて、ただ「生産者」でいいんでないかという意見が出ましたが、皆さんのご意見どうですか。
- 全 委 員 議 長 いいです。
 じゃあそのように「生産者」というだけにしたいと思います。
 そのほかありませんか。
 あと、その58名の加入者というのを、第1では新規就農者の数、何名か書いたほうがいいというのと、第2は、毎年減っていくから書かないほうがいいという案と、要望出ているわけですが、皆さんどうですか。
 なかなか、毎年3名なり4名新しい方はまっけていただいているわけなんだけれども、60歳になると今度加入者でなくなるというわけで、どんどん減っていく。減っていくほうが余計になるから、毎年減っていくのに人数上げなくてもいいんでないかという話出たんだけど。
- 7 番 加入者をなしにして、新規加入者だけ入れるというのは。
- 1 4 番 やっぱり活動した内容だから。正直に出していいべ。

- 7 番 新規加入者だけ。
 議長 じゃあ、結果は結果だからということで、4名加入者ふえたら加入者頑張
 って4名ふえたということで、そこだけ書くか。
 どうですか。
 58とか外して、新規加入者だけ、4名とか、5名とかありましたという
 ような報告で。（「はい」の声あり）
 だから、4ページの昨年12月現在で、4名なら4名の新規加入者があつ
 たが、加入者の拡大を図るといふようなことを入れてもらいたいな。
 あと、業務報告のほうも同じように、新規加入者のほうだけを入れてもら
 うということで了承していただきたいと思います。
 あと、基本目標の1ページの「これら」というのは、いらないというのは、
 それでいいですか。じゃあこれ削除でいいですか、「両委員は」というとこ
 ろから始まるようで、いいですか。
- 全委員 はい。
 議長 あと指摘されたので、「米価、業務報告の1ページ目の米価」の声あり）
 業務報告の中の1ページの真ん中の欄あたりの「米価が少しずつ上昇し
 ている一方で」の中で、米価全てが上がっているのではないというようなご
 指摘があつて、主食用米価格という。食用米と酒米と、だつてもち米って食
 用米かい。
 いいですか。
- 全委員 はい。
 議長 このままで。
 7番、抜けてるところあとないべ。
- 7 番 訂正してもらつたやつ。「掘り起こし」って「こ」を入れるというやつ。
 あと「女性農業委員会の会」のやつ。
 議長 じゃあ、誤字の訂正箇所については、そのようにさせていただきます。
 そのほかなかったら、いいですか。
- 全委員 はい。
 議長 あと、各ブロックから出してもらつた意見を、今皆さんから審議してい
 だいたわけですが、でき上つたら、私、会長と、職務代理者と、事務局に一
 任させていただくというようなことで、協議会を終了させて、部会に戻した
 いと思います。
 それでは、総会に戻します。
 平成30年度基本目標（案）と29年度の業務報告について、ただいま協
 議会での協議のとおり調整し、直したものを定期総会に上程することに決定
 してもよろしいですか。

全委員 異議なし。
議長 異議がないので、平成29年米沢市農業委員会業務報告、平成30年基本
目標（案）について、そのように決定させていただきます。
以上で本日予定されました協議は全て終了しました。
これで第6回定例総会を閉会いたします。
大変お疲れさまでした。

閉会 午前11時15分

以上、会議の顛末を記載し、相違ないことを認め、ここに署名する。

平成30年1月15日（月）

米沢市農業委員会

議長

議事録署名委員

議事録署名委員
